

監査基準（抄） 新旧対照表

現 行	改 訂 案
<p>第三 実施基準</p> <p>一 基本原則</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 (新設)</p> <p>第四 報告基準</p> <p>一 基本原則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 監査人は、意見の表明に先立ち、自らの意見が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して適切に形成されていることを確かめるため、意見表明に関する審査を受けなければならない。この審査は、品質管理の方針及び手続に従った適切なものでなければならない。</p>	<p><u>7 監査人は、監査の各段階において、監査役等と協議する等適切な連携を図らなければならない。</u></p> <p>5 監査人は、意見の表明に先立ち、自らの意見が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して適切に形成されていることを確かめるため、意見表明に関する審査を受けなければならない。この審査は、品質管理の方針及び手続に従った適切なものでなければならない。<u>品質管理の方針及び手続において、意見が適切に形成されていることを確認できる審査に代わる他の方法が定められている場合には、この限りではない。</u></p>